

# 計画の届出義務一覧

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>下記の9～28の機械等については、届出をしなければならない事業場が安衛法88条1項ただし書きの規定による認定を受けた事業場であるときは、届出は免除される。</p> <p>(OSYMS) RA</p>				
<p>1. ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるもの、移動式ボイラー及び小型ボイラーを除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>	<p>なし</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>
<p>2. 第一種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるもの、移動式ボイラー及び小型圧力容器を除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>3. つり上げ荷重3トン以上（スタッカー式クレーンにあっては1トン）のクレーンを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>4. つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーンを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
5. つり上げ荷重2トン以上のデリックを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	なし	工事開始の30日前まで	所轄労働基準監督署長	安衛法88条1項、安衛則85条86条
6. 積載荷重が1トン以上のエレベーターを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
7. ガイドレール（昇降路を有するものにあつては昇降路）の高さが18メートル以上の建設用リフト（積載荷重が0.25トン未満のものを除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
8. ゴンドラを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
9. 有機溶剤等設備 有機則5条若しくは6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	6月未満の期間で廃止するもの	工事開始の30日前まで	所轄労働基準監督署長	安衛法88条1項、安衛則85条86条

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>10. 鉛設備等</p> <p>鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>	<p>6月未満の期間で廃止するもの</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>
<p>11. 四アルキル鉛設備等</p> <p>四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>12. 特定化学設備等（以下の設備を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき）</p> <p>① 特化則第2条第1項第1号に掲げる第1類物質又は特化則第4条第1項の特定第2類物質等を製造する設備</p> <p>② 特定化学設備（特定第2類物質又は第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものをいう）及びその附属設備</p> <p>③ 特定第2類物質又は管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p> <p>④ 特化則第10条第1項の排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの</p> <p>⑤ 特化則第11条第1項の排液処理装置</p> <p>⑥ 特化則38条の17第1項の1・3-ブタジエン等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く）</p> <p>⑦ 特化則38条の18第1項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く）</p> <p>⑧ 特化則38条の19の1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備内とその附属設備</p>	<p>6月未満の期間で廃止するもの</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>13. 放射線装置等（以下の設備等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき）</p> <p>① 電離則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）</p>	<p>6月未満の期間で廃止するもの</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>
<p>14. 事務所換気装置</p> <p>事務所則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>15. 粉じん作業設備等（以下の設備を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき）</p> <p>① 粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備</p> <p>② 粉じん則別表第2第14号の型ばらし装置</p> <p>③ 粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</p>				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>16. 石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p>	<p>6月未満の期間で廃止するもの</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>
<p>17. 動力プレス（機械プレスで、クランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>18. 金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>19. 化学設備（配管を除く）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣の定める基準に満たないものを除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
<p>20. 乾燥設備（①危険物等に係る設備で内容積が1立方メートル以上のもの、②危険物等以外のものに係る設備で熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上のものに限る）、③熱源として電力を使用するもので定格消費電力が10キロワット以上の電力を熱源として使用するもの）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>	<p>6月未満の期間で廃止するもの</p>	<p>工事開始の30日前まで</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p>	<p>安衛法88条1項、安衛則85条86条</p>
<p>21. アセチレン溶接装置（移動式は除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				
<p>22. ガス集合溶接設備（移動式は除く）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき</p>				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
23. 軌道装置を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	6月未満の期間で廃止するもの	工事開始の30日前まで	所轄労働基準監督署長	安衛法88条1項、安衛則85条
24. 機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	組立てから解体までの期間が60日未満のもの			
25. 架設通路（高さ及び長さが10メートル以上のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
26. 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場にあつては高さが10メートル以上の構造のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
27. 運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき				
28. 型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	なし			



計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
29. 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事	なし	工事開始の30日前まで	厚生労働大臣	安衛法88条2項、安衛則89条、91条
30. 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう）が150メートル以上のダム of 建設の仕事				
31. 最大支間500メートル（つり橋にあっては1000メートル）以上の橋梁の建設の仕事				
32. 長さが3000メートル以上のずい道等の建設の仕事				
33. 長さが1000メートル以上3000メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る）の掘削を伴うもの				
34. ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事	なし	当該仕事開始の14日前	所轄労働基準監督署長	安衛法88条3項、安衛則90条
35. 高さ31メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事				
36. 最大支間50メートル以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊の仕事				
37. 最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体、又は破壊の仕事（人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所において行われるものに限る）				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	関係条文
38. ずい道等の建設、改造、解体、又は破壊の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く）	なし	当該仕事開始の14日前	所轄労働基準監督署長	安衛法88条3項、安衛則90条
39. 掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事				
40. 圧気工法による作業を行う仕事				
41. 耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事				
42. ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上の物に限る）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事				
43. 掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事				
44. 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事				